

1. 平成27年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画

(1) 職員等の意識改革

①職員研修におけるコンプライアンス講義の実施

所内研修における機会を活用して、コンプライアンスに係る講義項目（内容）等をカリキュラムに加えた研修計画を策定し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図る。

また、部外研究員へのコンプライアンス意識向上の取組みについては、従来から部外研究員の受入れ条件として任期中に知り得た情報の漏洩禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組みを実施する。

- i) 各課室で定期的実施しているコンプライアンスミーティングにおいて、部外研究員も原則参加し、職員とともにコンプライアンス意識の向上を図る。
- ii) 年度末の修了式の際に、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識について徹底を図る。

②コンプライアンス講習会の開催

職員に対し、発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めるため、下記講習会を開催する。

- i) 外部専門家（公正取引委員会、弁護士等）によるコンプライアンス等に関する講習会を開催する。（独占禁止法、官製談合防止法、コンプライアンス等予定）
- ii) 国家公務員法、倫理規程及び発注者綱紀保持規程等に関する関係法令の遵守等、所内担当職員によるコンプライアンス講習会を開催する。

③コンプライアンス・ミーティングの実施

幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。

また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。

(2) 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

①発注者綱紀保持の周知徹底

発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との応接に係るルールについて、各種講習会等（新規採用職員及び転入者に対するガイダンス・講習会など）において、引き続き職員周知を行う。

また、発注者綱紀保持規程の内容を理解し、遵守意識の徹底を図るため、発注者綱紀保持に関するセルフチェックを実施するとともに、eラーニングの導入を検討する。

②公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる研修や講習会及び倫理週間の機会を通じて、職員周知を行う。

また、全職員を対象にサービス・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。

(3) 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底

①入札・契約手続きの見直し

技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで情報漏洩の防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。国総研の主たる契約であるコンサルタント契約については、地方整備局の動向も踏まえ、国総研として不正防止などの検討を継続して改善を進める。

②情報管理の徹底

入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び管理責任者について、明確化・ルール化の実施について継続して検討を進める。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。

(4) 公的研究費等の適正な執行について

①国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、従来は任意としていた所内説明会への出席を必須のものとする事により、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底した上で、内部監査（年1回）を実施し、適正な執行を図る

②委託研究費についても、不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。

(5) システム情報管理の徹底

情報システムについてセキュリティ対策の確実な実施を行うとともに、職員におけるコンプライアンスを含めた情報セキュリティポリシーの確保に向けた講習会及び標的型メール攻撃に対する訓練等を実施する。また、情報の誤送信事案等に係る注意喚起・対策等の周知徹底を図る。

(6) 報告制度の周知徹底

発注者綱紀保持規程等に規定する報告制度が不正行為の未然防止や深刻化の回避

となり国民の信頼を確保することになることから、職員に報告制度の周知・徹底を図り、職員がひとりで問題を抱え込まないような環境作りに努めるものとする。

① 不当な働きかけ等に対する報告の徹底

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合において、速やかに所属長等及び発注者綱紀保持事務担当者に報告すること等のルールについて、職員の理解を深めるよう取組を実施する。

② 外部窓口の周知・徹底

コンプライアンスに関する外部窓口について、外部窓口設置の趣旨が活かされるよう職員に周知を行う。

(7) 推進計画の実施状況のとりまとめ・報告

推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況をとりまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の上を承を得て公表するものとする。公表の方法は国土技術政策総合研究所HPに掲載して行うものとする。